

水俣病問題の解決を求める意見書

2024年5月1日、環境省は水俣病被害者と環境大臣との懇談会の場で、長年水俣病で苦しんで来られ、全面解決を求めておられる方々の声を十分に聞くことなく、発言の制止を行った。環境省の前身である環境庁設置の原点でもある水俣病問題への対応として、あまりにも不誠実であり、苦しみを抱える方々の心を深く傷つけたことは看過できない。

こういった国の対応の一方で、熊本県の木村敬知事は、6月12日に懇談に参加した団体と熊本県で独自で懇談することを表明した。

2023年9月には、水俣病と認定されず、水俣病特措法の救済対象外であった原告の全員を水俣病と認める判決を大阪地裁が出した。この判決は、2009年の特措法では救済されなかった被害者の訴えが司法の場で認められた画期的判決である。

現在、政府はMRIを使用した調査研究を進めているが、特措法でも明記され、現地で必要とされているのは疫学を含む健康調査であり、早急に実施する必要があると考える。

よって、町田市議会は、水俣病被害者に寄り添い、対話を重ね、共に水俣病の解決を目指す場であるべき環境大臣と水俣病被害者との懇談会を早期に実施し、半世紀以上にわたって困難な状況にある当事者の支援及び救済を実施することを求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。